

公告

知多都市計画事業半田乙川中部土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記事項を公告する。

令和8年3月23日

半田市長 久世孝宏

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 土地区画整理事業の名称 | 知多都市計画事業半田乙川中部土地区画整理事業 |
| 2. 施行者の名称 | 半田市 |
| 3. 施行地区の区域 | 半田市小神町及び花田町三丁目の各全部
同 浜田町一丁目、大池町一丁目、三丁目及び四丁目、庚申町二丁目、飯森町、乙川太田町一丁目及び二丁目、乙川浜側町二丁目、乙川向田町一丁目及び二丁目、向山町一丁目、二丁目及び三丁目、大松町二丁目、平地町二丁目及び四丁目、並びに花田町二丁目の各一部 |
| 4. 事業施行期間 | 自 平成 6年 9月21日
至 令和16年 3月31日 |
| 5. 事務所の所在地 | 半田市東洋町二丁目1番地 |
| 6. 事業計画決定の年月日 | 平成 6年 9月21日 |
| 7. 事業計画変更の決定年月日 | 令和 8年 3月23日 |